

スタートアップの成長促進に向けた  
のれんの会計処理の在り方の検討について  
(フォローアップを含む)  
(参考資料)

令和8年3月  
内閣府規制改革推進室

# 規制改革実施計画の概要（主要事項説明資料抜粋）

## Ⅲ. 投資大国



### スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討

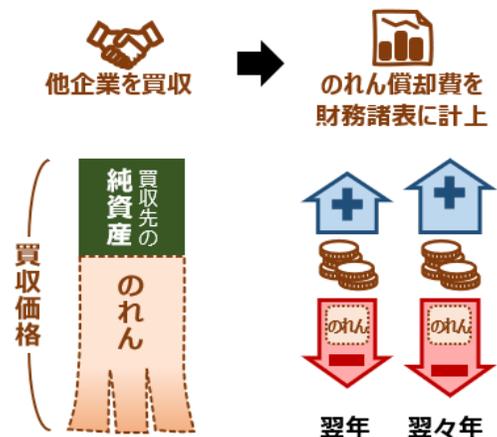
- M&Aで発生する「のれん」※1は、**日本会計基準では定期償却が義務**となっており、その償却費は営業費用に計上。  
※1「のれん」: 企業合併・買収の際の、買収価格と被取得企業の純資産の差額のこと
  - のれんの償却費が財務報告上の収益を圧迫し、非償却が適用される**他国企業と同等に評価されないこと等が、M&Aの障害との声**。また、**国際会計基準（IFRS）の適用は、高額な監査費用等により、スタートアップ等には困難**。
  - このため、のれんの会計処理の在り方に関し、以下①②を実施。（①措置済み※2、②継続的に措置）
    - ① 企業会計基準委員会（ASBJ）で検討が行われるよう**スタートアップから提案されることについてフォロー**
    - ② ASBJにおいてスタートアップの問題意識が十分くみ取られ適切な議論が行われるよう、**検討プロセスも含めフォロー**
- ※2 規制改革推進に関する答申(令和7年5月28日)では、「令和7年上期措置」としていたが、規制改革実施計画(令和7年6月13日)までに措置済みとなった。
- ➔ **スタートアップの投資額10兆円やユニコーン企業※3 100社創出等の目標※4実現に向け、M&Aを通じたスタートアップ・中小企業の成長を後押し。**

※3 ユニコーン企業: 時価総額10億ドル超の未公開企業。米国708社に対し日本8社(令和7年1月現在)  
 ※4 「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月28日 新しい資本主義実現会議決定)

<ASBJが作成・公表する企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」でのれんを償却している点を検討。>

#### 【のれんの定期償却】

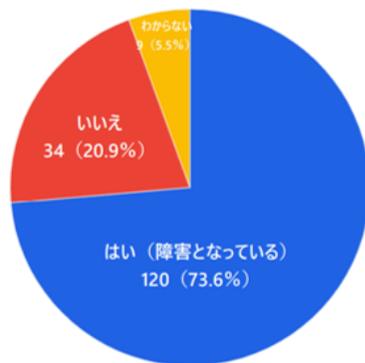
・のれん償却費が「営業費用」となり、毎期の財務報告上の利益を圧迫し、スタートアップの事業上の制約との声。



#### 【経済同友会のアンケート】

・7割超の企業が、M&Aを検討する上でのれんの償却費が障害となるとの回答。

Q.のれんの定期的償却は貴社でM&Aを検討する上での障害となっていますか？



#### 【日本の上場企業が選択可能な会計基準】

・のれんが非償却なIFRS等は、監査費用が高額で一部の大企業等しか導入できず。

	のれんの償却	国内の適用企業数 (令和7年4月現在)
日本会計基準 (J-GAAP)	あり	約3,500社
国際会計基準 (IFRS)	なし	282社
米国会計基準 (US-GAAP)	なし	6社
修正国際基準 (JMIS)	あり	0社

GAAP: Generally Accepted Accounting Principles  
 IFRS: International Financial Reporting Standards  
 JMIS: Japan's Modified International Standards  
 ASBJ: Accounting Standards Board of Japan

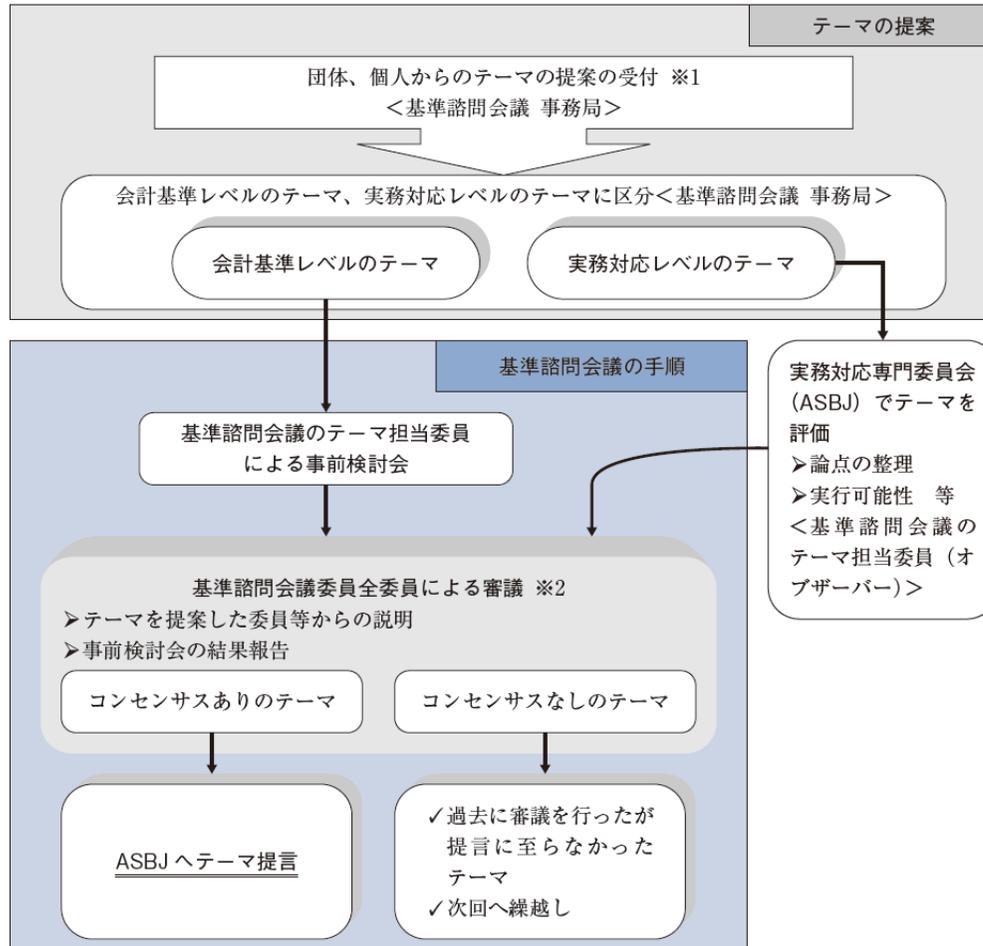
公益社団法人経済同友会「のれんの定期的償却に関するアンケート 調査結果」(令和5年7月6日)より引用

# 財務会計基準機構（FASB）組織図



# 企業会計基準委員会（ASBJ）へのテーマ提案について

ASBJへの提案がFASFの基準諮問会議にて審議される際に、作成者・利用者・監査人のニーズがあることが求められる。



## 会計基準レベルの考慮要因

- (1) 広範な影響があるか。
- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
- (3) 企業会計基準委員会が取扱うべき内容か（他の規制当局等が取扱うことが適切であるものではないか。）
- (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
- (5) 適時に会計基準の開発が可能か。

※1 各基準諮問会議の1～2か月前に、基準諮問会議の委員及び実務対応専門委員会の専門委員に対して、新たなテーマの有無が確認される。

※2 緊急性のあるテーマについては、メールベースで検討が行われる場合もある。

(注) 上記の他、ASBJでは、緊急性の高い案件（例：税制改正対応等）等について、独自にテーマを選定することも可能となっている。

# 企業会計基準諮問会議 委員名簿

## 議長

石原 秀威 日鉄物産株式会社 取締役副社長

## 副議長

小倉 加奈子 有限責任 あずさ監査法人 専務理事

## 委員

青木 章 東京海上日動火災保険株式会社 執行役員 経理部長

梅原 秀継 明治大学 専門職大学院 会計専門職研究科 教授

遠藤 績徳 一般社団法人全国銀行協会 企画部 次長

大雄 智 横浜国立大学経営学部長・教授

大瀧 晃栄 SMBC日興証券株式会社 株式調査部 Managing Director シニアアナリスト

久玉 欣人 東京電力ホールディングス株式会社 原子力・立地本部 経理担当部長

久保 暢子 EY新日本有限責任監査法人 パートナー

後藤 祐介 株式会社大和証券グループ本社 財務部 担当部長

関根 和昭 PwC Japan 有限責任監査法人 執行役員 パートナー

谷野 幸徳 キヤノン株式会社 経理本部 グループ経営統括センター 連結経理部長

土谷 敬 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計第2部長 兼 国際第2部長

戸谷 仁 三井住友ファイナンス&リース株式会社 理事 企画部・関連事業部担当役員補佐

中村 俊彦 NTT株式会社 執行役員 財務部門長

野地 裕敬 第一生命ホールディングス株式会社 専門役員 Group Chief Accounting Officer アカウンティングユニット長

藤本 貴子 有限責任監査法人トーマツ パートナー

布施 吉康 住友商事株式会社 主計部長

渡邊 浩司 株式会社東京証券取引所 上場部長

# 企業会計基準委員会（ASBJ） 委員名簿

<p><b>委員長</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川西 安喜（常勤）</li> </ul>
<p><b>副委員長</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙谷 孝雄（常勤）</li> <li>古内 和明（常勤）</li> </ul>
<p><b>委員</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>矢野 貴詳（常勤）</li> <li>安宅 広興 三菱UFJ銀行 財務企画部 主計室長 兼 新決算プロセス推進室長 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 税務室長</li> <li>穴田 祐史 日本生命保険相互会社 主計部 担当部長 兼 はなさく生命保険株式会社 保険計理人</li> <li>熊谷 五郎 みずほ証券(株) グローバル戦略部 産官学連携室 上級研究員</li> <li>栗原 雅男 三井物産株式会社 執行役員 経理部長</li> <li>小出 篤 早稲田大学法学学術院教授</li> <li>佐藤 要造 旭化成株式会社 経理・財務部 部長付 会計・税務 シニアアドバイザー</li> <li>丹 昌敏 住友化学株式会社 経理部 シニアフェロー 兼 監査等委員会室長</li> <li>松下 晃平 野村證券株式会社 企業情報部 次長</li> <li>吉田 剛 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー</li> <li>米山 正樹 東京大学大学院経済学研究科 教授</li> </ul>

# 関係法令

## ○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（抄）

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第二十四条の五第一項（この規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、次の各号に掲げるものの用語、様式及び作成方法は、当該各号に定める規定の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

一～三 （略）

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五 基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

4 （略）

## ○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）（抄）

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。

## ○金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）

第二章 審議会等

第一節 企業会計審議会

第二十四条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、金融庁に、企業会計審議会を置く。

2 企業会計審議会は、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し、又は建議する。

3 前項に定めるもののほか、企業会計審議会に関し必要な事項については、企業会計審議会令（昭和三十七年政令第三百七号）の定めるところによる。6

## V. テーマ提案の分析

34. 本件は提案者から会計基準レベルのテーマとして提出されている。会計基準レベルのテーマについて、ASBJに新規テーマとして提言するか否かについて次に掲げる事項が考慮要因とされている。
- (1) 広範な影響があるか。
  - (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
  - (3) ASBJ が取り扱うべき内容か（他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか）。
  - (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
  - (5) 適時に会計基準の開発が可能か。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

# 企業会計基準委員会及び企業会計基準諮問会議における決議等について

## ○公益財団法人 財務会計基準機構 定款（抄）

（決議等）

第56条 企業会計基準委員会の議事は、委員の5分の3以上の多数をもって決定する。ただし、企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針の開発以外の議事を決議する場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針の開発に関連して企業会計基準委員会が遵守すべき手続は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

3 この定款に定めるもののほか、企業会計基準委員会の運営に関し必要な事項は、企業会計基準委員会の決議を経て、委員長が別に定める。

（企業会計基準諮問会議の職務）

第74条 企業会計基準諮問会議は、企業会計基準委員会の審議テーマ、優先順位等、企業会計基準委員会の審議・運営に関する事項について審議し、その審議状況等について理事会に報告する。

2 企業会計基準諮問会議は、前項の規定により報告するもののうち、重要性又は緊急性の高いものについて企業会計基準委員会に提言する。

3 前二項の報告又は提言は、原則として議長が行うものとする。

4 企業会計基準諮問会議は、企業会計基準諮問会議の審議のために必要であると認めた場合には、企業会計基準委員会に対して、第1項に規定する事項について報告を求めることができる。

5 企業会計基準諮問会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## ○企業会計基準諮問会議の運営に関する要領（抄）

第8条 企業会計基準諮問会議は、その審議の結果、テーマについて企業会計基準委員会に対して審議テーマの提言を行うことのコンセンサスが得られたと議長が判断した場合、企業会計基準委員会に対して提言を行う。

2 企業会計基準諮問会議は、その審議の結果、テーマについて企業会計基準委員会の審議テーマの提言を行うこととしないとのコンセンサスが得られたと議長が判断した場合、提言に至らなかったテーマとして記録し、その後の企業会計基準諮問会議の審議の参考とする。

## ○企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則（抄）

（議決）

第15条 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。

2 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針については、出席委員数と賛成委員数を記載する。

3 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。

4 企業会計基準等の補足文書の公表に関しては、委員会において審議した上で、了承を得る。委員会の議決及び公開草案の公表は必要としない。

5 委員会における審議中に、特定の項目について暫定合意のための意思確認を行うことができる。暫定合意は、出席委員の5分の3以上の多数を持って決定する。

6 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して又はウェブ会議システム等の方法を使用して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。

7 委員会に欠席した委員が議決に参加することは認められない。